

近江ミッション「共同納骨塔事件」

——昭和初期の地域行政訴訟——

奥村直彦

一、はじめに

二、「共同納骨塔事件」

- (1) 「近江ミッション」と共同納骨塔（恒春園）
- (2) 「共同納骨塔設置許可願」
- (3) 地域村民の反対とその背景
- (4) 滋賀県当局の見解と対応措置

三、行政訴訟（昭和三年第二五一号事件）

- (1) 行政裁判所
- (2) 本件の「訴状」、「答弁書」及び「抗弁書」
- (3) 事件終結

四、おわりに——この事件の意味するもの——

一、はじめに

本稿は、筆者による一連のヴォーリス研究の一部をなすものではないが、直接ヴォーリスに関するものではない。これは、彼の創立した「近江基督教伝道団」(以下「近江ミッション」という)の活動が計らずも直面することになった地域住民との摩擦の一事例として、昭和初期に起った「共同納骨塔」設置をめぐる事件の真相を解明すると共に、その「共同納骨塔事件」(以下、「事件」または「本件」という)の意味するものについて若干の考察を加えようとするものである。

本来キリスト教伝道団としての「近江ミッション」が、その伝道事業を進めるに当って地域住民その他から受けた抵抗、妨害等は数例に留まらない。創立者ヴォーリス自身が来日して間もない一九〇五年(明治三八)十月、滋賀県立商業学校内に基督教青年会(Y.M.C.A.)を組織し、活潑な伝道活動を展開する中で、地元町民の一部から激しい迫害を受け、遂に教師の職を追われるに至った事件は、その嚆矢をなすものであるが、本件のように、間接的とはいえず「近江ミッション」が行政「訴訟」という形で反対の標的とされたことは例がなく、それは当時の関係者にとってかなり深刻な問題であったに違いない。この事件は一般的なキリスト教の伝道と受容、そして土着化に至る過程の見地からも考えるべき多くの問題を含んでおり、特に終章に述べるように祖先崇拜に関連して「近江ミッション」の意図したことが蹉跌を来たし、思わぬ方向に発展していったことに注目したいと思う。

以下、本稿の資料として「共同納骨塔」設置に関する書類、及び訴訟関係書類ならびに書簡等の第一次史料を使用し、当時の地方新聞や「近江ミッション」の出版物に見る関係記事等を検証しながら「事件」の事実経過を解明し、

概要を把握してその意味するものに迫りたいと考える。年代としては一九二八年（昭和三）を中心とその前後数年間、すなわち大正末期から昭和初期にかけての約七、八年間が対象となるであろう。

二、「共同納骨塔事件」

(1) 「近江ミッシン」と共同納骨塔（恒春園）

ヴォーリスの「近江ミッシン」は、一九二一年（明治四四）に結成されて以来、滋賀県下を中心に多方面にわたる活潑な伝道活動を展開して来た。すなわち、一九一八年（大正七）にそれまでの伝道活動をまとめて「近江基督教慈善教化財団」（現・財団法人近江兄弟社）を設立し、その下に新たに「近江療養院」（現・ヴォーリス記念病院）を開設、また一九二〇年（大正九）には創立以来の「ヴォーリス合名会社」を解散して「ヴォーリス建築事務所」を独立させると共に、新たに「近江セールズ株式会社」（現・株式会社近江兄弟社）を興して、「近江ミッシン」の財政面の強化をはかった。さらに一九二二年（大正一一）には「清友園幼稚園」（現・学校法人近江兄弟社学園）を開設して教育事業を進めるなど、「近江ミッシン」全体は大正期を通じてきわめて順調な発展を続けて来たのである。こうした事業の拡大につれて「ミッシン団員」の数も増加する反面、ぼつぼつ永眠する団員、あるいは団員家族が現われて来たのは自然の成行きであった。そこで彼らの墓所をどうするのか、特に「ミッシン」個々の雇用制度に従って生涯をこりスト教墓地」の必要が現実問題となり始めたことは想像に難くない。その間の事情は、「事件」がほぼ落着きを見せた一九三〇年（昭和五）五月二日に行われた「近江ミッシン永眠者第一回記念祭」の席上、村田幸一郎が述べた

「祭辞」の中に、次のように端的に表明されている。(傍点筆者)

近江ミッションは、年と共に、多くの人を増し加へられ、そのうちより永眠者を出すやうになりました。そこである機会に適當の場所を撰んで、基督教の獨立したる墓地である納骨堂が愨しいと云ふことは、可成永い間の希望であったのである。偶然にもこの地面が手に入り、この所にクリスチャン・セメトリー(基督信者の墓地)を作り、永らく吾等が待ち望んでをった永眠せる同志の靈を紀念せんとする希望を實現することが出来たのである。

右のような事情の下で計画されたのが「共同納骨塔」を含む一種の靈園であるが、その計画が最初、いつ頃、誰によつてなされたのかは明らかではない。しかし先に述べたように、その設置は「近江ミッション」一同が切望するところであつたことは確かである。

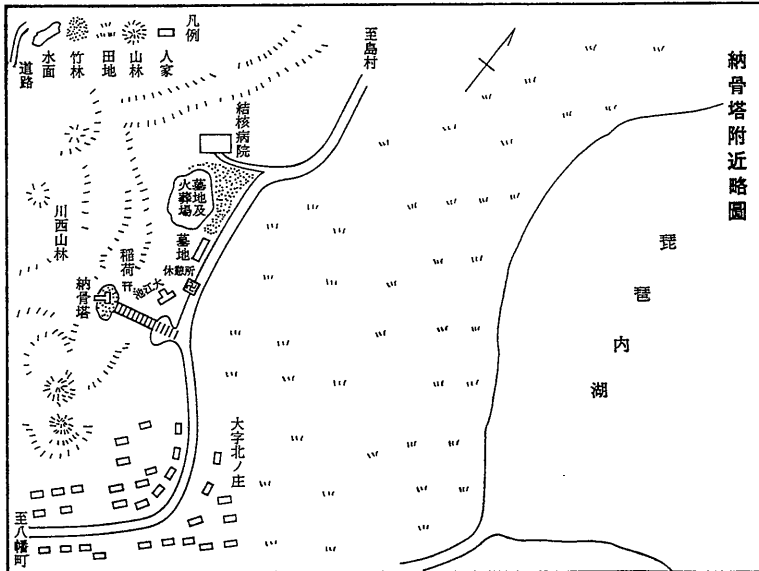
この「共同納骨塔」という名称は、今日ではやゝ奇異な感を与えるが、後に述べるように、これはもともと「県令」の中の用語であつて一般には余り用いられてはいなかつた。「近江ミッション」はこの靈園を「恒春園」と命名し、「恒春園納骨堂」または単に「恒春園」と呼び慣わされて今日に及んでいる。これは墓地 cemetery ではないので、英文では mausoleum の語を用い「The Onni Mission Mausoleum」と称してゐた。もし納骨塔のみを指すならば a charnel house の方が適切かと思われるが、すべて Mausoleum で統一され、他の表現は使われていない。

この「恒春園」の所在地は、現在では近江八幡市北之庄町字川西七四一、七四二、七四八、七四九番地にあり、地目は畑と山林である。当時この地は滋賀県蒲生郡宇津呂村大字北ノ庄字川西と呼ばれたが、いわゆる川西山林の東側中腹に位置し、江戸時代には江州朽木藩の陣屋(代官所)があつた場所で、今日も石垣や井戸の遺構を留めている。「近江ミッション」が購入して納骨塔を建設するまでは、背丈にも及ぶほど草が生い繁り、放置されていた土地のよ

うであるが、⁽¹⁾ 景色の良さは抜群で、現在でも大中の湖干拓地や西の湖を隔て、安土城址や佐々木城址（織山）に相對し、遠く鈴鹿山系を望む絶景の地となっている。そのため初期の団員であった一西洋人がこの地に家を作りたいと希望したほどであったという。⁽²⁾（別図1）

では「近江ミッション」がこの土地を最初に入手したのはいつのことであったのか。「財団法人近江兄弟社」の不動産登記簿謄本によれば、まず一九一六年（大正五）七月六日付で「ヴォーリズ合名会社」が七四一、七四二―一、及び七四二―三番地の畑地や山林について「賣買ニ因り」所有権の取得を登記し、ついで一九一八年（大正七）六月二十九日、七月四日の両日、「寄附ニ因り」「近江基督教慈善教化財団」がそれらの土地の所有権を取得したことを登記している。この他七四二―二、七四八、及び七四九番地の山林は、昭和に入ってから直接「近江基督教慈善教化財団」が「賣買ニ因り」所有権を取得し登記している。いずれにせよこれらの土地すべては「昭

(別図1)



和拾六年八月式拾九日改稱ニ因リ」登記名儀人の名称を「財団法人近江兄弟社」と変更して今日に至っている。なお土地の面積は、前記地番のうち畑の地目のものが八九八㎡、山林のものが二、七八八㎡で地積合計は三、六八六㎡（約一、一〇七坪）となっている。¹⁴

(2) 「共同納骨塔設置許可願」

一九二五年（大正一四）六月頃、「近江ミッション」は当時の末松滋賀県知事の口頭了解を得て、前記蒲生郡宇津呂村大字北ノ庄字川西の土地の地均し工事に着手し、同年九月頃にそれがほぼ出来上がった。¹⁵しかし墓地等の設置には知事の正式許可が必要なることから、翌一九二六年（大正一五）一月、その許可出願を試みたが、当時の墓地設置に関する法規であった「墓地及埋葬取締規則施行細則」（大正六年七月、滋賀縣令第二六号）に「市町村長ノ承認書ヲ添へ」とあり、その地元村長の承認書が得られないため、出願書類はいったん差戻された。¹⁶その頃「近江基督教慈善教化財団」理事長吉田悦蔵は、再三にわたって宇津呂村大字北ノ庄の区民の集りに呼び出され、そこで納骨塔建設の説明と承認を懇請したのであったが、区民の承認は得られず、¹⁷また宇津呂村村長岡田傳左エ門の調停も成らず、この「共同納骨塔設置許可願」は宙に浮いたまゝさらに二年余が経過することになったのである。

当時の滋賀県における墓地や納骨塔設置に関する法規としては、右に述べた「墓地及埋葬取締規則施行細則」（明治十七年太政官布達第二十五号ニ基キ大正六年七月縣令第二六号ヲ制定）があり、墓地を設置するには左の手続きを要することに定められていた。¹⁸

墓地及埋葬取締規則施行細則（大正六年七月縣令第二六号）

第一条 墓地ヲ設置セムトストキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ変更セムトストキ亦同ジ

- 一、設置ヲ要スル事由
- 二、土地一筆限表
- 三、周圍六十間以内ノ土地高低見取圖
- 四、土工ヲ要スルモノハ其ノ仕様書
- 五、建物ヲ設クルモノハ其ノ坪數及配置ヲ示シタル平面圖並構造仕様書
- 六、墓地トナスヘキ地ト其ノ周圍境界ノ裝置
- 七、市町村ノ設置ニ係ルモノハ市町村會ノ決議書謄本
- 八、落成期日

前項ニ依ル工事落成シタルトキハ検査ヲ受クヘシ

他方、共同納骨塔建設に關しては、同施行細則第十条ノ三、四に於て、先の第一条の墓地の場合に準じて左の通り定められていた。

第十條ノ三共同納骨塔ハ寺院境内又ハ風致ヲ害セサル場所ノ外之レヲ建設スルコトヲ得ス

第十條ノ四 共同納骨塔ヲ建設セントスル者ハ左記事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

- 一、建設セントスル事由
 - 二、土地一筆限表
 - 三、形状構造仕様書及圖面
 - 四、工費豫算書
 - 五、周圍六十間以内見取圖
 - 六、市町村ノ建設ニ係ルモノハ市町村會ノ決議謄本
 - 七、借地ナルトキハ地主又ハ管理人ノ承諾書
 - 八、落成期日
- 前項ニ依ル工事落成シタルトキハ検査ヲ受クヘシ

ここで右の条文に照らして「近江基督教慈善教化財団」が提出した「共同納骨塔設置許可願」の内容を検討してみたい。(傍点筆者)

共同納骨塔設置許可願

- 一、設置事由 滋賀縣内ニ於テ基督教式ノ納骨場所無キ為メ本財團ニ於テ財團關係基督教徒ノ為メ共同納骨塔ヲ設置シ埋葬ノ弊ヲ除キ衛生的ニシテ且ツ祖先崇拜ノ美風及ビ宗教的情操ノ満足ヲ與フル爲メ此ノ塔ヲ設置セントスルモノナリ
- 二、土地一筆限表
別紙ノ通り
- 三、形状及圖面
別紙圖面ノ通り
- 四、工費豫算書
別紙ノ通り
- 五、周圍六拾間以内見取圖
納骨塔設備ノ為メ約貳千円
別紙ノ通り
- 六、落成期日
御許可ノ日ヨリ向フ拾五日間ニ完成ノ豫定

昭和二年一月 日

滋賀縣蒲生郡八幡町大字魚屋町元廿九番地

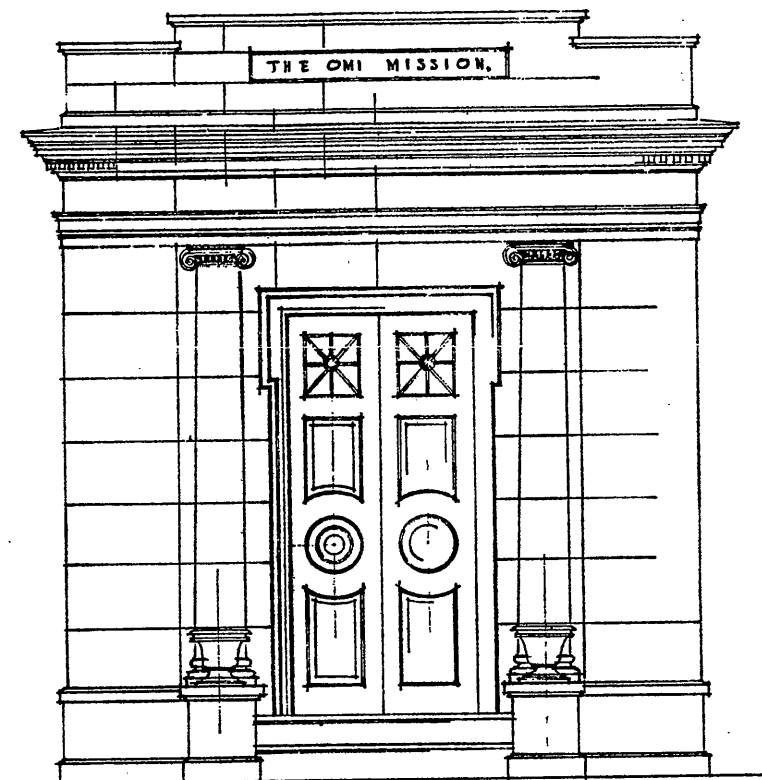
近江基督教慈善教化財團

理事長 吉 田 悦 蔵

滋賀縣知事 今 村 正 美 殿

右の「設置事由」を見るに、傍点を付した部分、すなわち非衛生的な「埋葬ノ弊」を除き、「祖先崇拜ノ美風」と「宗教的情操ノ満足」を与えるために共同納骨塔を建設するとする主張の中に、当時の「近江ミッション」関係者たちの理念と共に苦心の跡を窺知することができる。その理念とはピューリタニズムの合理性であり、苦心とは「キリスト教は先祖を大切にしない」とする仏教からの批判に答えようとしたものであるが、後者の「祖先崇拜ノ美風」

(別図2)「近江ミッション」共同納骨塔正面図



正 面 姿 図
縮 二 尺 十 一 分 一

については教義の上で問題なし
としないところであろう。

共同納骨塔の外形や構造につ
いては本稿の主たる関心事では
ないが、後述の訴訟に関係する
所もあり、その「仕様書」を記
せば左の通りである。²⁸⁾

納骨塔建物構造仕様書

一、建物場所 滋賀縣蒲生郡宇津

呂村大字北之庄字川西七四二番

地ノ参

一、建 坪 参坪参合

一、構 造 鉄筋混泥土造壹階

建トス

一、高 サ 地盤ヨリ高欄最高

部上端迄十二尺三寸

右 仕様

一、基礎ハ混泥土築造トシ床ハ割栗
石厚五寸突固メノ上混泥土厚四
寸五分打込ミ、仕上ゲハ大理石

敷詰メタルモノトス

一、周囲外壁ハ鉄筋混凝土厚六寸トシ外部ニハ陶器製ノテラカタラ張付ケタルモノトス

一、屋根ハ陸屋根ニシテ鉄筋混凝土厚四寸ノ床版トシ防水工事ヲ施工セルモノトス

一、内部納骨棚ハステール製トシ個々ニ分別シ蓋ニハ各骨主ノ名ヲ明記スルモノトス

以上

外形については別掲(別図?)により承知されたい。

この「設置許可願」の提出期日については、当初、昭和二年一月〇日の「控」が現存し、これには、昭和三年一月十日付の「共同納骨塔設置許可申請ニツキ村長承認書ニ関スル交渉ノ始末」及び承認書の添付なく申請を提出せざるを得なかった「理由書」が付せられていて、その間の錯綜した事情を物語っている。だが、後に行政訴訟が開始されたから滋賀県知事が提出した「共同納骨塔建設事件答書」により、「近江ミッション」が最終的に「昭和三年一月二十日」付を以て出願したことが判明している。しかし後に述べるように、この願書も住民の反対の意向を考慮した今村知事の手元に約半年間置かれたまゝになっていたのである。

(3) 地域村民の反対とその背景

前節(2)に述べた通り、昭和三年一月二十日提出の「共同納骨塔設置許可願」には「共同納骨塔設置許可申請ニツキ村長承認書ニ関スル交渉ノ始末」及び「理由書」が付けられ、それらの中に「近江ミッション」と地元村民との交渉や反対村民たちの言動などが明らかにされている。それによれば、地域村民が共同納骨塔設置に反対した原因及び理由としては大きく三つのことが考えられる。その第一は、「共同納骨塔」への誤解であり、第二はその背景となっていた「近江療養院」設立以来の結核患者への嫌悪感とそれを地域に持ち込んだ「近江ミッション」への反感、第三に

はそれらを利用して村民の背後に蠢動^{しゅんどう}していた仏教徒たちの反対運動支援の動きである。さらにこれを機会に私利をはかろうとした一部村民の存在や「近江ミッション」側の姑息な説明のあり方も事態を一層悪化させ、長引かせた原因として見過すことはできない。以下、しばらくは、これらの動きを追いながら、反対の事由と背景について考察してみたい。

まず第一に、誰も自分たちの住む土地に墓地が進出してくること自体、決して好ましいとは思わないことは肯首できる。ましてそれが結核患者の死体を埋葬する墓地だとしたら、嫌悪感を抱くのも当然であつたらう。したがって反対の主因はまずこの誤解に発する予断にあつたと考えられる。後に述べる行政訴訟で村民側が訴えた反対理由の一つに村民の飲料水となっている「霊水」への結核菌の流入をほのめかしていることからもそれは明らかである。しかし第②節で明らか通り、この納骨塔は、火葬した遺骨を陶器に納め、それを部厚い鉄筋コンクリート造りの堅固な建物内に設けられたスチール製の納骨棚のボックスの中に安置するという構造になっており、「霊水」を汚染する怖れは全くなかつたと言つてよい。また同じ訴えの中にある「風致ヲ甚シク害セラレ」「部落民居住發展ヲ阻止セララル恐レアル」という反対理由も何ら根拠のないものであつた。もしそれを言うなら、むしろ納骨塔建設予定地と近江療養院の中間に、昔からの土葬を含む「村有墓地」が存在し、薪による原始的な火葬設備までが併置されていた事実こそ、逆に問題とされるべきものであつたらう。

第二に「近江療養院」設置以来の結核病や結核患者に対する地域村民の嫌悪感はかなり根強いものがあり、それが納骨塔建設反対に結びついてきたことは理解できる。ヴォーリズは一九一八年（大正七）三月八日「近江基督教慈善教化財団」を設立すると、前年来工事を進め、すでに竣工していた「近江療養院」の開院式を五月二五日に挙行して、

アメリカ式のモダンなサナトリウムを開業したのである。しかし地域村民にとってそれが一般病院ではなく結核療養院であったことへの失望は大きく、これに対して様々ないやがらせや妨害、補償要求などの挙に出る者が頻出した。例えば療養院敷地内に二十数坪の竹藪を所有していた某は、時価の三、四十倍の値でこの土地を買上げさせようと画策して、事毎にミッションの事業に反対の態度に出たとされ、またある者は、療養院の汚水浄化装置にからんでこれを「衛生上有害ナリト稱シテ反対」、「試験ノ結果無害ナルコト判明スルヤ、更ニ田畑ノ作物ニ害アリト稱シ果テハ之ヲ等関係ノ田畑ヲ病院ニ購買セシメタル事實」もあつた。このように「近江ミッション」は不用の土地購入、「損害」賠償、施設設置などの他、区内貧困者の療養院への優先採用や村内診療、辻堂建設への寄付など十年に亘つて様々な誠意を尽し村民の利益を図つて来たのである。

したがつてこれらの延長線上に納骨塔建設をとらえた一部村民は「北之庄有志」と称して「近江ミッション」に非公式な交渉を試み、「村又ハ字ニ對シ何等ノ報償ヲ為シテモ無効也、數名ノ有志ニ對シ個人的ニ具體的誠意ヲ示サザル限りコノ問題ハ容易ニ解決セザルベシ」（傍点筆者）との申出を行った。こういった不当な要求は岡田村長との正式交渉においても見られ、村長は「(A)将来、字北之庄住民ノ一部ニ對シ無料施療ヲ為ス事(B)一ヶ年金六十圓宛ヲ永遠ニ字北之庄協議費ニ寄附スル事」（傍点筆者）などの要求を持出しこれを承諾するなら承認書を与えようと言ふ有様であつた。しかもミッション側においてこれを承諾したところ、今度は言を左右にして承認書を与えず、村助役に至つては、「一ヶ年百二十圓位ノ寄附ヲナサバ之ヲ村民ニ計リ或ハ區民代表者達ノ賛成ヲ得テ村長ノ承認書ヲ與ヘシメ得ベシ」と村長に倍する要求を持ち出す始末であつた。これらの状況から見て、近江療養院設立を機に、物質的な補償要求の弊風に染つて来た一部村民を中心に反対運動が進められた公算が大きく、それに突上げられた村長らの動き

も窺知されるところである。

第三の宗教上の問題については、後に述べる県当局の措置、すなわち県令の改正と納骨塔認可に反発した地元宇津呂村助役奥野庄右エ門及び北之庄区長坪谷金蔵の二人が協議の上、京都本願寺の顧問弁護士下間空教を訪ねて訴訟手続等について相談し、字総会を開いて行政訴訟に及んだという事実を挙げることができる。また前記の飲料水の問題についても、地元仏教連合会が邪蘇教排撃のため策動して区民に反対せしめているもので、区民もその事情を知って同連合会から分離しようとする者もいると報告されている。このような事実の中に、この事件の宗教的背景を見ることができよう。

事態を混乱させた一部村民の動きについてはすでに述べたが、他方「近江ミッシン」側の態度にも問題がなかったとは言えないようである。村民側の訴状の中には左のような記述がある。(傍点筆者)

事實ハ數年前、實朴ナル部、落農民ニ對シ此度当地ニ記念塔ヲ建立スル旨ヲ申聞村民及部落民一同ヲ欺罔シ、コンクリート造洋式塔宇ヲ建設シ幾ケ月カ經過シタル後該建設物ヲ共同納骨塔トシテ縣知事ノ認可ヲ申請セントスルコトヲ聞知シタル村民一同ハ、大ニ驚キ……………

「近江ミッシン」が意図的に村民を「欺罔」したか否かは分らないが、先に述べた「近江療養院」以来の地元村民の妨害や要求を考慮したためか当初「記念塔ヲ建立スル」などと姑息な説明をしたことがかえって村民の反発を招き、事態を長引かせたことは間違いないところであろう。

結局、こうした誤解や感情問題、宗教的問題や金銭欲などが錯綜した地域村民の反対により、「共同納骨塔設置願」は日の目を見ることなく、県知事の手元に留め置かれたのである。

(4) 滋賀県当局の対応と措置

これまで見て来たように、「近江ミッション」の共同納骨塔設置は、地域村民の承認が得られない限り実現し得ないものであった。その理由は、本章第二節に記した「滋賀縣墓地及埋葬取締規則施行細則」の第十九条に、墓地や納骨塔設置にあたり「本則ニ依ル警察署ニ差出スヘキ書面ハ市役所又ハ町村役場ヲ知事ニ差出スヘキ書面ハ市町村長ノ承認ヲ添ヘ所轄警察署ヲ經由スヘシ」(傍点筆者)と規定されていたからである。本件の場合、地元宇津呂村々長の承認書が得られないため、何回出願しても、またいつまで待っても県知事の許可はおりず、第一回の申請を行った一九二六年(大正一五)一月以来、すでに、空しく二年の月日が過ぎ去っていた。そこで困り果てた「近江基督教慈善教化財団」は、前述のように一九二八年(昭和三)一月二十日、理事長吉田悦蔵名でそれまでの村民との「交渉の始末」及び承認が得られない「理由書」を添付した「設置許可願」をあらためて今村正美滋賀県知事に提出したのであり、その願がさらに又約半年の間同知事の手元に留め置かれていたことは、これまでに繰返し述べた通りである。

ところが同年六月末、その今村知事が突然休職を命じられ更迭される事態が発生して県民を驚かせた。当時の新聞の報じるところによれば、昭和三年六月二十九日、今村正美滋賀県ならびに別府総太郎栃木県の両知事は休職を命じられ、堀田鼎愛知県内務部長が滋賀県知事に、藤山竹一大分県知事が栃木県知事に任じられるという地方長官異動が発令されたのである。当の今村知事にとってもこれは全く寝耳に水であったと見え「少からず狼狽」と新聞に報じられている。⁹⁴⁾しかし一方、別府栃木県知事の休職については、六月一三日召集の地方長官会議終了と同時に休職して渡欧する予定であることが、早くから地方新聞にも伝えられていて、突然の発令ではなかったことが判る。では今村滋賀県知事の突然の休職は何によるものであろうか。本件との関連において検討してみたい。

今村正美知事は明治一七年香川県出身、明治大学、日本大学の法科を卒業して文官高等試験に合格、各地方検事、警察部長などを歴任、昭和二年五月、熊本県内務部長から滋賀県知事に栄転した。折柄金融恐慌の嵐の中で十一月の通常県会に緊縮予算を提出、また近江銀行預金者救済の措置をとるなどの苦心があったが、同年二月の第一回普通選挙後初めて九月に行われた県会議員選挙における非政友会系候補者に対する警察の不公平な取締りに対しては民政党系議員からの激しい追求の矢面に立たされている。しかし翌昭和三年二月には、同年十一月の御大礼大嘗祭にあたり滋賀県を悠紀地方に勅定する旨の宮内大臣通達があり、御大礼悠紀齋田地の知事として大礼事務官をおおせつけられた今村の身の安泰は自他共に許すところと思われていた。したがって突然の知事休職命令については当然諸説が起ったが、いずれも瑞摩臆測の域を出ていないようである。例えば、前記の不公平な選挙違反取締りの件もあり、知事在任中、警察、内務の両部長を放逐するなど「部下に峻厳すぎた」反面、もともと政友会系と目されながらその節を曲げても折々の内相に接近し、「官海遊泳の達人」などと評される向きもあった。これに関しては内相が西下する折には必ず途中まで出迎えに行くなどして、かえってその不興を買ったことなども伝えられている。同知事は昭和四年一月、朝鮮総督府慶尚北道知事に任じられ、同年退官して弁護士となった。

後任の堀田鼎知事は明治十六年福島県出身、東京帝国大学の土木工学、法学の両科を卒業して内務省に入り、各県の内務部長を歴任、愛知県内務部長から滋賀県知事に栄転した。堀田知事は昭和四年九月まで在任した後、群馬県知事に転じた。在任中、警察部に特別高等警察の設置を見たこと、瀬田川の人絹汚染で沿岸住民が東洋レーヨンに抗議したことなどが、本件との関連で注意をひくところである。

ところでこれらの知事の更迭については本稿が取りあげるには理由がある。それは当時、「近江ミッション」が手を

廻して知事を更迭せしめ、永らく不許可になっていた共同納骨塔設置許可を実現したのではないかとする噂が世上の一部に生じたことと関係する。事実、堀田知事は就任直後の昭和三年七月七日、前記の県令「施行細則」を改正して、問題の焦点にあった第十九条に但し書きを付し、これを以て七月一三日付（縣三四一號）で共同納骨塔の設置を認可する措置をとったからである。すなわち同十九条に「但し市町村長ノ承認ヲ添付スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ詳記シタル理由書ヲ添付スヘシ」（昭和三年七月七日縣令第三三號ヲ以テ但し書追加）とあるのがそれである。これはまさに、同年一月二十日付で「近江ミッション」側が提出していた「理由書」付の許可願を追認するために、わざわざ規則を改正した上で直ちに許可を与えたことになり、世上に疑惑が生じたのも無理からぬことであつた。では一体、そのような事実はあつたのであろうか。当時の伴東滋賀県警察部長は、そのことを否定して次のように語っている。⁽⁴⁾（傍点筆者）

首肯されぬ反対理由 伴警察部長談

右に就いて伴滋賀縣警察部長は語る。

「この問題は末松知事當時以来の懸案となつてゐたものであるが何時までも未解決の儘放任しておく譯にも行かぬので縣としては慎重考査して許可した次第である。堀田知事が来任早々許可した事を目してこの間に疑惑の眼を向けてゐるやうであるが實は今村前知事の手で既に許可する方針が決定してゐた處、突如知事の更迭を見た爲今村前知事から堀田知事に引継いだ上發令されたものである。今村前知事が絶対に許可しないとの口言質を與へてゐた云々に就いては今村前知事は當初この問題に就いて詳細な事情を知らず反対側から反対理由を一應聞いた際左様な事情ならば許可するのは面白くないと語つたのであつたがその後總ての事情を知るに及んで許可す可きが至當とし同知事の時代に決定事項となつてゐた。又縣の許可を経ずして近江療養院が建設したと云ふ事に就ては近江療養院としては口頭で豫め末松知事の諒解を経た後に於て施工したものであつてこの間氣の毒な事情にある事が判明したので一應注意を與へるに止めた次第である。（以下略）」

この談話を覆すに足る証左はなく、後に述べるように、むしろこれを裏付けるに足る今村書簡が現存している。ただ北ノ庄村民が納骨塔設置反対の陳情書を提出し、村民有志が今村知事に面会して具陳した際、同知事が「字民の意志を妥当とし断然認可しないと断言された」とする点は、地域住民側において知事発言を自己に都合よく解釈したものと考えられ、それから見て村民側が堀田知事の認可を県の「裏切り行為」とみなし、感情的反発を強めていったものと思われる。

後に述べるように、本件について行政訴訟が起されると、「近江基督教慈善教化財団」は従参加人としてこれに加わり、山下彬磨弁護士がその従参加代理となった。当時、山下は今村知事と何度も面会し、岡田宇津呂村々長にも出會つて事件の解決に奔走しており、最終的に内務省に直訴した結果今村知事が更送された⁽⁴⁸⁾と噂されたのであるが真相はどうであろうか。

山下彬磨（歌翁⁽⁴⁹⁾）は明治一五年大分県出身、もと熊野姓であったが、大正六年結婚により山下姓となる。東京帝国大学法学部卒業後、東京の堀江専一郎法律事務所勤務し、刑事事件を専門とした。福岡で弁護士開業、病いを得て故郷に近い別府で静養中、恐らく同じキリスト教徒として吉田悦蔵を知り、やがて京都に住い移して「近江ミッシェン」の顧問弁護士をつとめた。なお吉田の紹介で同志社大学の顧問を兼ね、軍國主義の下で苦境に立つた湯浅総長時代の同志社を助けたこと⁽⁴⁵⁾でも知られている。

この山下弁護士は、吉田の依頼によって早くから本事件に関わりを持ち、今村知事らの説得に当たっていたのであるが、今村が山下の熱誠に打たれて納骨塔認可の方向に傾いていたこと、その後、先に引用した伴警察部長の証言のよ⁽⁴⁶⁾うに、今村知事の下で認可を決定し、実施の時期を考慮している最中に突如同知事が更送となったことなどを裏付け

る今村から山下に宛てた私信⁽⁴⁸⁾が存在する。つまり山下が内務省に出かけたことは、他の資料によりほぼ確実と考えられるが、それによって今村知事の更迭が行われ、納骨塔が認可されたのではなく、それ以前に今村知事の下ですでに認可が決定していたというのが真相であろう。それは左に示す前記今村書簡に明らかである。(傍点筆者)

さて例のボーリス先生御関係墓地の件早速許可決定致すべく、御承知の通り相当反対の者有之、従て性急に決定せば却つて后日ボーリス先生と村民との関係面白からず斯くては節角の許可も教会の御為めにならぬ事故、適當の時期を待ち断行致すべく、御聞及にも候わんが衛生課長を出張せしめ、よく調査致し置き、もう許可しても時機差支なからんと、警察部長とも協議し、其発表を七月に致さんとスツカリ準備出来居りし、処小生突如休職と相成候に付き已むなく、后任知事に引継ぎ、警察部長より事情をよく話しするやう致置き候処、幸にも后任知事よく事情を聞取られいよく許可決定致候に付き従來の(行掛り御話も有之候に付小生より右拝答仕候

なお今村は次に見るようになにか信仰を持っていたと考えられ、先に引用した地方紙に見られた悪評に反して個人としては気弱な一面を備えていた人物と思われる。⁽⁴⁹⁾

今般小生休職の件は、新聞によれば政友会幹事長より、單なる批評により休職した様子だが事實は全然無根であると詰問した旨有之候も小生は決して他人を恨まず又は何事も秘密申度無之、全く不徳、修養の足らぬ結果と存じ居り、神様は修養の機會を興へ下さりし事と感謝仕居り候

神様は小生の心中公明正大、天地に愧ざる事は御存知の御事と存し、心中不安更に無之候 貧弱乍ら信仰の尊き事 難有き事を感謝致居り候……………

この私信は、すでに東京に去った今村から、当時別府にあった山下に宛て、昭和三年七月二一日付で「秘親展」で出されたものであり、今村は、本事件について、右の引用に加えて追伸の中で再度言及し、貴兄(山下)のあの熱誠は脳裡に深く銘じていて黙って居ては心が済まず(認可に至る経緯の)大要を申したのであって他意はない旨、くど

い程に説明している。更迭後三週間経たこの時点で今更の感もあるが、今村が山下との交流を通じてヴォーリズの仕事に理解と共感を抱いていたことは、この書簡からも推察される。彼は翌昭和四年一月、朝鮮総督府慶尚北道知事として着任すると、早速山下にも挨拶状を送っている。⁴⁹

なお今村知事の休職についてのさまざまな噂を否定するものとして、右の今村書簡にも言及されている通り、当時の政友会島田幹事長が望月内相を官邸に訪問し、種々の要望を述べて協議した際、今村滋賀県知事の休職について次の如く内相を詰ったという新聞記事があり、同知事の更迭は「共同納骨塔事件」——したがって「近江ミッション」とは無関係だとする本稿の主張を裏付けるものとして注目される。⁵⁰

今村知事の休職理由は事實無根と判った。

島田幹事長内相を詰る

島田政友会幹事長は十六日午後望月内相を官邸に訪問した。

北海道拓殖計画の昭和三年度の事業は内相の責任でこの目的を少しでも達成し得るやう努力されたい▲(中略)▲休職今村前滋賀縣知事は單なる批評を根拠に休職した模様だが事實は全然無根であることが判明してをる。しかして将来再びかゝることがあっては我黨内閣の威信に關するから人事問題は一層慎重に取扱れたいなどの意見を述べ時余にわたって協議した。

(昭和三年七月十七日大阪毎日新聞)

三、行政訴訟

(1) 行政裁判所

明治三二年(一八八九)以下西曆を省略▽二月十一日、「大日本帝国憲法」が發布され、わが国も立憲君主制の

下に政治が行われるようになったが、同法第六一条には「行政官庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判に属スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス」と定められており、これに基いて明治二十三年法律第四十八号を以て「行政裁判法」が制定され、行政裁判所が設置されたのである。もっとも近代的意義における行政裁判の始まりは明治五年に遡ることができるが、当初は行政裁判も通常裁判所に属するものとされ、独立した機関は設けられていなかった。⁵⁷⁾

いわゆる大陸系の法に属するこの「行政裁判法」は、施行以来改正もなく五十年以上も行われたが、昭和二二年五月三日、日本国憲法の施行によって消滅したのである。すなわち日本国憲法第七六条第二項に「特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない」とあり、これが英米系の法であることを示している。

本件が発生した昭和三年においては「行政裁判法」が存在し、行政裁判所が機能していたことは言うまでもない。当時の行政裁判所長官は窪田静太郎であり、窪田は大正十一年七月第七代長官に補任され、昭和七年一月枢密顧問官に任じられて転じている。⁵⁸⁾ その頃の行政訴訟事件の件数を見ると、昭和三年において既に受理しているもの八四一件、新規受理三五七件、計一、一九八件であるが、そのうち年内の判決二四九件、裁決三六件、取下げ一一一件、消滅〇の計四〇六件が既済となり、未済件数は七九二に及んでいる。これらの件数は昭和期を通して大差はない。⁵⁹⁾

行政訴訟に出訴を許される事項としては、一、租税手数料の賦課、二、租税滞納処分、三、営業免許の拒否取消、四、水利土木、五、土地官民有区分の五項目となっており、その他は法律勅令により市町村の境界、選挙の効力、地方税手数料の賦課、吏員の賠償、漁業鉱業の免許、水利組合、土地収用等に関するものとされ、行政処分の数に比べ

てきわめて少いものであった。⁵⁶⁾これは当時の「お上」に対して訴えを起すことの困難さと相伴って、民権保護の上から好ましいことではなかった。なお行政裁判の手続は民事訴訟の規定に準じて行われていた。⁵⁶⁾

(2) 本件「訴状」及び「答弁書」ならびに「抗弁書」

昭和三年九月二五日、滋賀県蒲生郡宇津呂村大字北ノ庄千百二十五番地、原告乾弥市郎ほか一〇九名は、東京市京橋区南紺屋町九番地、右訴訟代理人弁護士浜地八郎、全浅野富豪、全柴武三と共に滋賀県知事堀田鼎を被告として「共同納骨塔建設認可取消之訴」を起した。その「一定ノ申立」の内容は「一、被告ハ訴外吉田悦蔵ニ対シ昭和三年七月十三日附、縣三四一号ヲ以テ為シタル共同納骨塔建設認可ヲ取消スヘシ、訴訟費用ハ被告ノ負担トストノ御判決相成度候⁵⁶⁾」というものであった。大正十五年頃から次第に深まって来ていた共同納骨塔建設をめぐる「近江ミッシン」と北之庄村民との紛争は、就任直後の堀田知事による県令改正と納骨塔設置認可を契機として、遂に行政訴訟という新たな動きを見せ始めたのである。

原告の訴因の主なもの、(一)この共同納骨塔建設は、付近の風致を害し、県令第九章墓地及埋葬取締規則施行細則第十條ノ三「共同納骨塔ハ寺院境内又ハ風致ヲ害セサル場所ノ外之ヲ建設スルコトヲ得ス」の規定に反すること、(二)該県令第十條ノ四によれば、建設にはまず願書を提出、認可の上工事に着手し、落成の上検査を受くべきであるのに、納骨塔は既に数年前に建設完成していること、前知事も反対陳情の願意を「御採納」になつていた筈であること、(三)このように村民が反対しているので該県令第十九條により村長は承認書を与えないでいたところ、県当局は突然、七月七日付、滋賀県令第三十三号を以て第十九條に但書を加えるなどし、すなわち「右ノ如キ縣令發布マデ為シ村民及部落民幾万人ノ反対ヲ退ケ、一個人ノ為風致ヲ甚タシク害スル処ニ共同納骨塔建設ヲ認可スル縣當局ノ意ノ存

スル處ヲ知ルニ苦シミ茲ニ及出訴次第」(傍点筆者)であること、という以上三点に要約される。右傍点箇所に見るように、原告側はかなり誇張した表現を用いており、村民当局者はそれを否定しているものの、理くつよりも感情が先行していたことを窺わせる。⁸⁸⁾しかしこれまでの経緯から見て、村民が「近江ミッション」に「欺罔」され、県当局に「裏切」られたと思ひ込んで感情的対立を深めていったことは理解できないことはない。

この訴状に対し、堀田鼎滋賀県知事は、同年十一月二十日付で「答弁書」を行政裁判所長官窪田静太郎に提出、「一定ノ申立」として「原告ノ訴ハ之ヲ却下ス、訴訟費用ハ原告ノ負担トストノ御判決相成度候」と述べ、ここに「昭和三年第二五一号共同納骨塔建設許可事件」の行政訴訟が開始されたのである。

およそ裁判が当事者間の正義の実現である以上、被告は原告の訴えの事実に対し、不知でない限り、認めるか否認するかの外に道はない。県当局は、自らの認可した処分に対して取消を求められた訳であるから、認可処分の正当性を主張するのが当然であり、それは「答弁書」の中で、大要左のような形でなされている。まず、「事實」として(一)昭和三年七月一三日、共同納骨塔の建設はたしかに「許可」したこと、(二)「共同納骨塔建設ト附近ノ状況」を説明して原告側の誇大な表現を指摘、(三)「共同納骨塔ノ構造」を詳細に解説、(四)「部落発展ノ状勢」について統計を示し、戸数は一四五戸、人口七七三人で戸数は「殆ント異同ナク」人口は「寧ろ漸減ノ傾向ニアリ」と説明、今後村が「納骨塔建設地ノ方向ニハ發展スルモノトハ思考セラレズ」と主張、(五)「縣令違反ノ事實」はなく、「近江ミッション」が種々の努力にもかかわらず村民の誤解がとれないため、やむなく「理由書」を添えて出願したものであること、(六)「縣令中一部改正ノ事實」は昭和三年七月七日付でたしかに実施、(七)「部落民反対の事情」はつぎの通りとして、「近江療養院」以来の村民らの反対の動きを左のように詳細に陳述している。⁸⁹⁾

(七) 部落民反対ノ事情

納骨塔ヨリ島村ノ方面ニ約二百五十米突ラ距レタル所ニ近江基督教慈善教化財團ノ理事米國人「ヴォーリス」が大正六年肺結核療養院ヲ設クルヤ結核病院ノ故ヲ以テ部落民ノ一部ニ之レヲ嫌忌スル者アリテ其ノ經營ヲ困難ナラシメムト欲シタルモ表面上何等反對スルノ事由ナキヲ以テ病院經營上糞便ノ淨化装置ヲ施シ之レヲ汚水溝渠ニ放流スルヲ見テ衛生上有害ナリト稱シテ反對シタルカ該汚水ハ試験ノ結果無害ナルコト判明スルヤ、更ニ田畑ノ作物ニ害アリト稱シ果テハ之レ等關係ノ田畑ヲ病院ニ購買セシメタル事實アリ尚部民ハ該病院ノ所在地ヨリ大字北ノ庄迄ノ間ニハ縣道ニ副ト既設ノ村有墓地火葬場等散在シ墓地ト部落トノ間ニハ本件問題ノ納骨塔ヲ建タルタメ將來如何ナル見苦シキ物ヲ作ラル、モ圖リ難シト把憂シ納骨塔カ飲料水其ノ他風致ニ大關係アルカ如ク吹聴シ反對ノ聲ヲ大ナラシメツ、アルモノニシテ尚又其ノ裏面ニハ宇津呂村佛教聯合會ノ僧侶等カ基督教ニ對スル反感ヨリ暗々裡ニ之レカ反對ヲ煽動シ居ルモノニシテ本訴訟又之ニ乘シタルモノト思料セラル点アリ、北ノ庄部落民ト雖モ識者ハ知事ノ許可處分ヲ合法ト信スルモ部落ノ融和上雷同シ居ルモノニシテ宇津呂村ノ内北ノ庄部落以外ハ納骨塔建設シタリトテ何等痛痒ヲ感セス随ツテ之レニ反對スル者ナキモ宇津呂村長ハ村治關係ヲ考慮シ承諾セサル事情ニアリ

次に二、「申立の理由」としては、(一)「共同納骨塔ノ建設ト土地ノ風致トノ關係」は、外觀上風致を害するどころかむしろ「其ノ構造上ノ清楚ハ配色ノ美ト相俟ツテ寧ロ一層ノ美觀ヲ添ヘルニ至リ……」と述べ、(二)「共同納骨塔ト飲料水トノ關係」も構造からみて「飲料水ニ及ホス衛生上ノ關係ハ絶対ニ存スルコトナシ」と言い切っている。(三)「共同納骨塔建設ト部落發展トノ關係」では「發展ヲ阻害スルカ如キ慮」はなく、(四)「第十條ノ四ノ手續ニ違反セルニ不拘許可シタル理由」として、それまでの手續不備や村民の反対の経緯を記した上で、次のようにヴォーリスとその事業への理解と評価を述べ、事後承認を適當と認めて許可を出したのであると表明している。

四、大正六年七月縣令第二十六號墓地及埋葬取締規則施行細則第十條ノ四ノ手續ニ違反セルニ不拘許可シタル理由

前述ノ如ク出願者ハ法規ノ不知ニ基キ建設ニ着手シタルモ後ニ至リ手續ノ誤レルコトヲ知り倉促出願ニ及ヒシモ更ニ手續ニ欠陥アリ且ツ村長ノ承認書ヲ得サリシカ爲メニ在再歳月ヲ經過シタルモノニシテ決シテ當初ヨリ惡意ヲ以テ建設シタルモノ

トハ認メラレス如之事實上ノ出願者タル近江基督教慈善教化財團理事ウ、ホトリス氏ハ明治三十八年以來全地ニ渡來幾多ノ迫害ト艱難トニ闘ヒツ、教育並布教ニ努メ更ニ肺結核療養所近江療養院ヲ經營シテ社會的ニ貢獻シタル功績偉大ナルモノアリ、自ラ日本ノ土ト化シテ吾カ同胞ノ爲ニ盡サムト覺悟シ父親ノ遺骨ヲ初メ多數基督教者ノ骨ヲ納メムト欲シ前記ノ如ク知事ノ諒解ヲ得テ納骨塔ヲ建設シナカラ手續上ノ欠陥ト字民ノ理由ナキ反對トニヨリテ許可セラル、ニ至ラズ徒ラニ遺骨ヲ抱イテ自己ノ手續上ノ誤リヲ悔ヒツ、字民ノ諒解ト當局ノ特別ナル裁量トヲ待ツコト數年ニ及ヘリ本官ハ本出願ニ對シ種々調査研究ノ結果縣令ノ手續上違法ノ点アリトスルモ全ク出願者ノ法規上ノ智識乏シキニ基ク結果ニシテ同地ノ納骨塔ヲ建設スルコト夫レ自体ニ對シテハ不許可處分ニ附スベキ性質ノモノニアラサルノミナラス前述ノ如キ事情ヨリ考察シテ寧ロ事後ノ手續ヲ承認シテ許可スルヲ適當ナル處置ナルヘシト信シ許可シタルモノナリ、(傍点筆者)

(五)、「縣令第十九條改正ノ理由」として「字民ノ反對スル理由ハ前記ノ如ク殆ント根據ナク寧ロ宗教上ノ偏見若ハ後述ノ如キ單ナル感情ニ捉ハレタルニ過ギサルヲ以テ村長並ニ縣當局ニ於テモ再三字民ノ諒解ヲ求メムト計リタルモ頂トシテ應セサリキ」という状況にあり、本来第十九條の規定は「知事ノ許可処分ヲ為スニ當リテノ參考資料トセムカ為ニ設ケタル規定」であるから、誤解を避けるためまた将来のため「寧ロ規定ノ改正ヲ行ヒタル上處分スルヲ適當ト信ジ改正ヲ行ヒタルモノナリ」として、やゝ牽強付会とも見えるような説明を行つてゐる。しかし納骨塔設置が知事ノ認可事項である以上、あえて市町村長の承認を要することもない訳で、それを副申程度の參考資料とするように規定を現実に近づけて改正したことは、あながち不当とは言えないであらう。そこで三、「結論」として本件ノ認可は、(一)以上の理由(一)～(三)によって明らかなように原告ノ權利を毀損した処分ではない。(二)「理由」(四)～(五)に記述した通り、違法の処分ではない。したがって原告の訴はその理由がないからこれを却下するよう申立てる、という答弁であつた。

なおこれに先立ち、堀田知事は、昭和三年十一月五日付、衛第一二、一六八号を以て、「近江ミッション」に對し

左の通り共同納骨塔の使用許可を発している。⁶⁸

蒲生郡八幡町魚屋町
近江基督教慈善教化財團

理事長 吉 田 悦 蔵

昭和三年八月八日共同納骨塔竣工ニ付使用許可ノ件

右墓地及埋葬取締規則施行細則第十条ノ四ニ依リ使用許可ス

昭和三年十一月五日

滋賀縣知事 堀 田 鼎 圓

昭和三年十二月七日、「近江基督教慈善教化財團」は、この第二五一号事件に対し理事吉田悦蔵の名で「若シ被告ニ於テ敗訴スルトキハ被告カ從参加、申請人ニ對シ昭和三年七月十三日附縣第三四一號ヲ以テ為シタル該建設許可ハ取消サルルノ利害關係ヲ有スルモノ」であるから「右訴訟ニ從参加ノ許可相願度行政裁判法第三十一条ニ依リ此段申請候也」として「訴訟從参加」を願ひ出た。そして先に名を記した東京市麹町区永楽町壱丁目丸ノ内ビル第六八三区弁護士堀江專一郎、全佐々木吉長を代理人とした。さらに同年十二月十五日附で、前述の山下彬麿弁護士が訴訟代理人になることを願ひ出たが、同日附で先の從参加申請は「證據決定」として許可されている。⁶⁹ また同じ十二月一日に、十二月二十日に行われる予定であった口頭弁論について、被告代理人滋賀県警部菅野一郎及び原告代理人浜地八郎より「期日変更申請書」が提出されている。⁶⁹

こうして翌昭和四年に入ると、二月一日、被告代理人菅野一郎名で「妨害の抗弁」が提出された。被告側はこの抗弁を作成するにあたり、事前に警察を動かして地域村民の動きを探らせていたことが判明している。すなわち、一月一日、県警察部警務課長は地元八幡警察署長に対し電話で反対派村民の状況を調査することを命じ、次のような

報告を得ていたのである。⁶⁶⁾ それによれば、字区長はじめ有力者たちは到底勝訴の見込みがないと見越し、山中県会議長に善後策を依頼した。山中は知事に面会、また岡田宇津呂村村長並びに区民有力者と協議の上、何等かの方策を構わずと語っている。この訴訟が起されたいきさつは、昭和三年七月二一日、助役奥野庄右エ門が、村役場で県公報に該県令の改正が発表されているのを知って、早速、坪谷金蔵北之庄区長に協議会を開くよう注意し、同夜協議会が開かれたこと、また奥野坪谷の兩名は七月二四・五日頃、県衛生課長を訪ねて県令改正と認可の事実を確認、再び協議員、区民が会同した結果、訴訟に決したものである、⁶⁷⁾ ということであった。なお先に述べた兩名がこの訴訟に当って本願寺の顧問弁護士に相談したことや、仏教連合会による「他宗排斥ノ策動」の事実等についても、昭和三年七月三一日付の八幡警察署の調査報告⁶⁸⁾ によって明らかになったものであることを付言しておきたい。これらの調査結果は、早速、この「抗弁書」に用いられている。

妨訴の抗弁は、そもそもこの訴訟自体を無効とする申立てであり、本件の場合の妨訴の理由は「本訴ハ出訴期間経過後ノ訴訟提起ニシテ原告ノ訴権既ニ消滅シタルモノナリ」⁶⁹⁾ (傍点筆者) という点にあった。行政訴訟の出訴期間は処分告知の日から六十日以内と定められ、被処分者以外の者の出訴は、その処分を知得した日から六十日以内というのが通説判例であった。本件の場合、原告が本訴を起したのは昭和三年九月二五日であり、処分(許可)があったのが七月一三日であるからすでに七四日を経過している。逆に原告出訴の六十日前、つまり七月二七日までに村民らがその処分を知り、または知り得る状態にあったか否かが問題となるが、前記の通り七月二一日に公報を見た奥野助役から注意を受けた原告の坪谷区長らは、その夜直ちに集会を開いており、その処分を知りまたは知り得る状態にあったと言える。仮に七月二六日、兩名が確認を求めて県に出向いた日を以て知り得た日としたとしても、九月二四日が出訴

の期限となり、やはり訴権は消滅している、というのがこの妨害の第一の理由であった。

次に第二の理由として「本訴ハ行政訴訟提起ノ一般要件タル権利ヲ傷害セラリタリト為スノ事實及ビ主張ヲ欠クモノナリ」⁽⁷⁾を挙げている。原告の主張する「靈水」への影響は水利権の侵害には当らず、「部落ノ發展阻止」も、現実に何の権利も享有していない納骨塔付近の土地には関係がない。したがってこれらは行政訴訟の要件である「行政処分ニヨル権利ノ傷害」が一つもないものと言うべく、もし事実があるとすれば原告においてそれを立証しなければならぬ。仮にこれを違法処分とする原告の主張を容認したとしても、以上により根本的に本訴の成立を妨げる事由がある。そこで「以上ノ理由ニ依リ本訴ハ訴訟要件欠缺ノ故ヲ以テ本案ノ審理ヲ拒否セラレ却下ノ判決アラムコトヲ求メルモノナリ」⁽⁷⁾(傍点筆者)と結論した上で先に触れた所轄警察署長の報告書(一通)及び抗弁書記載の宇津呂村助役奥野庄右エ門の証人審問を要求し、これらを証拠物として表示している。

以上見て来た通り、被告側の「答弁書」「抗弁書」における論理は非常に明快であり、原告側「訴状」のあいまい性を論破して、逆に訴訟そのものを無効とするところまで原告側を追いつめたと言えよう。

(3) 事件終結

昭和四年三月一四日、行政裁判所から当事者たちに対して、五月一四日に口頭審問を行う旨の「期日呼出状」⁽⁷⁾が発せられたが、「被告代理人ニ於テ不得已差支有之候ニ付」「期日変更」⁽⁷⁾が申請されている。その頃になると原告と従参加人との間に示談が進められ、昭和四年七月一二日付で「覺書」が交されて、事件はようやく終結に向って進展する局面を迎えた。

これより先、すでに同年一月十二日付の堀江専一郎宛、吉田悦蔵書簡には村民たちが訴訟の取下げ運動を始めた旨

の報告がなされているが、その堀江弁護士から三月二日付で伴警察部長に宛てた手紙では「原告代理人浜地弁護士より再三示談の見込なれば来る五日の弁論延期に同意を乞ふ旨の申込有之候」とあり、原告側から示談を申出ていることが判る。また七月九日付、堀江弁護士から被告代理人菅野一郎宛書簡には「本件ニ付キ本日相手方代理人ヨリ示談ノ提議有之今回ノ示談条件ハ相当有望ニテ成立ノ見込有之哉ニ被存候」とあり、示談がいよいよ現実のものとなりつゝあることを示している。なお示談の契機には原告側の費用未納などの傾向が関係していたようである。

さて県の許可からちようど丸一年が過ぎた昭和四年七月一二日、原告と従参加人の間で左のような覚書がかわされ示談が成立した。

覚書

今般乾彌市郎外百九名ヨリ滋賀縣知事ニ係ル昭和三年第二五一號行政訴訟事件ニ付雙方示談ヲ遂ケ左ノ條件ヲ以テ解決スルコトニ同意ス

- 一 近江ミッションハ其附属療養院患者カ原告所在区大江池飲料水ノ近傍ニ於テ病毒ヲ傳播スルノ恐アル行爲ヲ爲ササル様取締ルコト
 - 一 近江ミッションカ将来原告所在區地域内ニ於テ新タナル設備ヲ爲スニハ区民ト協議ヲ經ルコト
 - 一 近江ミッションハ原告所在区納骨塔附近ノ遊園地ニ區民ノ出入スルコトヲ認容スルコト
 - 一 乾彌市郎外百九名ハ速カニ前記訴訟ヲ取下ルコト
- 以上
- 昭和四年七月十二日

原告訴訟代理人 柴 武 三
従参加代理人 堀 江 専 一 郎

これを見ると、原告たる地域村民が最も気にしていたのは、やはり療養院の結核患者のことであったことが窺わ

れ、納骨塔については、構造等が判明した以上、反対の理由を失い、ただ感情的しこりが残ったということである。しかし行政訴訟の相手はあくまでも県知事であり、示談が成立しても直ちに裁判が中止された訳ではなかった。したがってこのあとも原告・被告による期日指定と行政裁判所の呼出し、期日変更などが繰返され、裁判上のかけ引きは続いていたのである。

「近江ミッシヨン」は、直接訴えられた訳ではなかったが、先述のように裁判の結果によっては重大な影響を受けるため、進んで従参加を申請したのであり、實際上、この訴訟を村民らの自分たちへの反対と考えてその衝に当った吉田らの心労も一通りのものではなかったと推察される。昭和四年四月号「湖畔の声」近況ろくに吉田は次の如く誌している。⁽⁸⁸⁾

近江ミッシヨンも、だんだん社會にその存在を知られる様になって来ました爲、幸か不幸か、いろいろの問題や事件が起る有様です。近況子はその事件の一つの取扱方について『江戸の敵を長崎で打つ』式でしたが、九州は別府まで友人山下辯護士と相談にやってきました。そしてある宿屋の二階で、沖の鷗や出入の船を、ボンヤリ眺め乍らこの記事を書いて居ます。

事件は、刑事でも民事でもなく、また、近江ミッシヨンの直接知ったことではありません。

近江ミッシヨン納骨塔の許可が来たのに對して、八幡町郊外のある村の或る區が、滋賀縣知事を相手に行政訴訟を起したことに關してであります。近江ミッシヨンは滋賀縣を愛します。たとへ踏まれても、蹴られても。この事件の結末は、いづれ其内に發表しようと思ひますが、『時』を興へられるまで自重します。

しかし昭和四年五月四日、「近江ミッシヨン」は、この「恒春園納骨塔」(共同納骨塔)の献堂と、ミッシヨン団員九、同家族一二、教会関係者六の合計二十七名の遺骨の納骨式を挙行した。使用許可は前年十一月五日に出されていたことは、前に述べた通りであるが、冬に入る季節だったので翌年の春まで延期したのであり、地域村民への配慮もあつて適当な時期の到来を待っていたと思われる。この日の様子を「湖畔の声」近況ろくは左のように報じている。⁽⁸⁹⁾

◎五月四日、午後二時より、北ノ庄字川西陣屋跡の、近江ミッション恒春園で、ミッションの愛する人達の歸天せられたこの世の遺物を、納骨しました。塔の寫眞は本誌にのせます。

その人達の名を記して、過去の効績に對して、厚く、感謝の意を表します。

(一) 遠藤乾隆兄、ヴォーリズ合名會社時代のドラフツマン

(二) 吉田柳子姉 近江ミッション創立當時の母、經濟的方面にもよく盡して下さいました

(三) ジョン、ヴォーリズ兄 近江ミッション組織創設中の名會計

(四) 武田猪平兄 湖畔の傳道者、牧師、ガリラヤ丸チャプレン

(五) 高橋烈姉 高橋卯三郎氏夫人、婦人會の働き手

(六) 武田淑姉 武田牧師夫人、聖書の組の指導者

(七) 岡崎益太郎兄 近江療養院洗濯屋、禁酒會の禁酒運動者

(八) 中間一兄 ヴォーリズ建築事務所、ドラフツマン

(九) 荻原光代姉、荻原善彦氏夫人、夫君東京事務所主任として勤務中鎌倉にて歸主、婦人部講演会の働き手

近江ミッション團員の家族の方々

山本義雄さん、山本マリエさん、村田万里以さん、大原幸さん、大原昌さん、原和さん、小川三郎さん、山田望さん

西澤あやさん、佐生俊一さん、増井宏さん、以上、幼児嬰兒、高橋美智雄氏、

近江ミッションが創設されてから二十余年、その間に、團員として働いて下さった方々の中から、僅かに九人の昇天者と、考へますと、大局より見れば、近江ミッション員の健康状態抜群であることに、感謝せずには居られません、田園生活、信仰生活、禁酒禁煙生活、等々の威力を見る譯けです。

またヴォーリズの編集になる「近江ミッション」の英文レポート 『THE OMI MUSTARD-SEED』によれば、

当日の式の次第は左のようなものであった。(84) (拙訳による)

午前中行われた五月の例会(ミッションミーティング)に続き、五月四日の午後、納骨堂の献堂式とわが團員たちの遺骨の納骨式が遂に挙行されたのである。

恒春園の低地にテントが設けられ、長いテーブルの上に二五の骨つば——九つは団員、一二は団員家族の、そして四つは関係クリスチャンたちの——が置かれた。他に間もなく預けられる二つがあり、これらの合計は、全部で一四四個あるボックスの六分の一を超えることになる。

献堂式は簡素なものであった。会衆はテントの中で、花飾りをつけた骨つばをのせたテーブルの前に半円形に立った。宮本（文次郎）氏が司会をつとめ、各人に役割を求めた。まず高木（五郎）氏のヴァイオリンに導かれ、会衆一同によって讚美歌が二つ歌われた。吉田（悦威）氏が聖書を朗読、高橋（卯三郎）牧師が祈禱を捧げた。村田（幸一郎）氏が、納骨堂の生い立ちと表現に至る経緯を報告、ヴォーリス（W・メレル）氏が献堂の祈りを捧げた。佐藤（久勝）氏は、永眠の暦年順に永眠者の名を読み——その名が読まれる毎に、近親者が前に出て骨つばを持った。それから骨つばを持った遺族たちは、長い石の階段を行進し、納骨堂まで上っていった。その間会衆は「The Sweet Bye-and-Bye」を歌い続けた。最後に会衆一同も行進に従って階段を昇り、骨つばがそれぞれのボックスに納められるのを見守った。頌栄が歌われ、牧師が祈禱を捧げ、そしてヴォーリス氏が納骨堂の扉を閉じ、鍵をかけた。

こうして式を終ったのであるが、この時点でこのようなことが実施できたということは、すでに地域村民との対立がかなり鎮静化していたことを示している。だが「覚書」第四項にもかくならず、前記のように訴訟そのものは中々取下げられずに翌年に持越され、昭和五年五月一二日付で従参加代理人堀江専一郎から口頭弁論の「期日指定」⁽⁸⁵⁾がなされている。これに対し行政裁判所からは、十月一三日付で同年十二月一六日に必ず口頭審問を行う旨の「期日呼出状」⁽⁸⁶⁾が出された。だがこの頃になると大勢は既に決していたためか、原告側弁護人たちはかなり無責任な行動をとっており、左の通り堀江から吉田に宛てた十月十三日付書簡にもその間の消息が明らかにされている。⁽⁸⁷⁾（傍点筆者）

滋賀縣八幡町 近江セールズ本部

吉 田 悦 蔵 様

堀 江 専 一 郎

代

拜啓時下秋冷之候益々御清榮奉賀候

陳者例ノ共同納骨塔行政訴訟事件ハ數回ノ嚴重ナル當方ノ督促ニモ拘ラス今日、ニ至ル迄相手方取下手ヲ爲サス裁判所ヨリモ數回其旨注意致候モ無責任ニ放任致居候爲裁判所ハ愈々進行ニ決シ口頭辯論期日ヲ來ル十二月十六日午前十時ト指定致候間御承知置被下度今回ハ裁判所モ絶對ニ延期セサル意向ハ由ニ御座候

先ハ右御報迄如此御座候

敬具

本件ノ最終的な法的結着は、昭和六年八月二五日になされた。訴状が出されてから三年後、最初の設置許可願が提出されてから実に六年半後のことであつた。原告訴訟代理人柴武三弁護士は、昭和六年八月二四日、左のような「訴訟取下書」を提出、翌二五日これが受理されたのである。⁸⁸ あっけない幕切れであつた。この行政裁判所の記録は、戦後東京高等裁判所に引継がれ、民事記録係に保管されている。

訴訟取下書

原告 乾 彌一郎
被告 滋 賀 縣 知 事
從參加人 近江基督敎慈善教化財團

右當事者間昭和三年第二五一號共同納骨塔建設許可取消請求事件ニ付原告並從參加人ノ間ニ於テ示談成立仕候ニ付茲ニ該事件ヲ取下仕候也

昭和六年八月二十四日

原告訴訟代理人 柴 武 三 ⁸⁹

行政裁判所長官

窪 田 靜太郎 殿

四、おわりに——この事件の意味するもの——

これまで、この事件の発端から終了までの一部始終をほぼ年月を追って見て来た訳であるが、この事件の意味するものについて若干の考察を加えて稿を終りたいと思う。

これまで繰返し述べて来た通り、本件は「近江療養院」に対する拒否反応の延長線上にあると考えられ、その意味では、閉鎖的な地方農村社会における、外部からの転入者に対する排除の気持と同時に、当初から結核菌による水質汚染「公害」を忌み嫌う気持が強く働いていたことは否定できない。それを例証する資料はすでにいくつか引用して来たが、ここに滋賀県警察部からの紹介として現存する報告書がある。⁸⁸⁾この文書の発信人及び年月日、相手先は不詳であるが、おそらく警察部秋山由郎から山下弁護士に送られたものと推定される。秋山から岡田村長に宛て、山下弁護士を紹介する十二月二四日(昭和三年と思われる)付の書簡と同じ「滋賀縣」の封筒に現存していたからである。これには左の通り報告されている。(傍点筆者)

記

(一)、米人ヴォーリス氏の経営ニ係ル縣下蒲生郡宇津呂村大字北ノ庄近江療養院ハ大正七年建設セラレシガ當時字民ハ普通病院ノ建設セラル、モノト思惟シ居リタルニ肺結核専門病院ナリシ為失望シ居レリ其ノ後同病院ガ患者ノ排泄物ヲ浄化作用ニ依リテ下方ニ流シ居ル為メ附近ノ約五段歩位ノ土地ノ農作物ニ多大ノ損害ヲ與ヘル事トナリタルヲ以テ経営者側ニ於テハ之ガ損害ノ賠償ヲ聲明シ居リナガラ未ダ履行セザルノミナラズ障害排除ノ方法ヲモナサザルモノナリト云フ

(二)、療養院従業員等ガ汲水洗濯其ノ他用件ノ為メ附近ノ内湖ニ赴クヘク他人ノ畦畔ヲ通行使用シ居リ乍ラ土地所有者ニ一言ノ断リ、モナシ居ラザルコト

(三)、納骨堂ハ末松知事當時療養院ト同字ニ建設セラレタルモノナルガ當時経営者ハ字民ニ對シ知事ノ承諾ヲ求メ記念會館ヲ建設

スルト称シ納骨堂ナル意味ヲ字民ニ徹底セシメ置カザリシニ其ノ後字民ハ納骨堂ナル事実ヲ知り吾人ヲ愚弄セルモノナリトテ感情ヲ害シ居ルモノナリ、

四、納骨堂建設地南方約半町ニシテ大江井ト称スル浄水湧出箇所アリテ大字北ノ庄部民中約三十戸ハ之ヲ飲料ニ供シタル為メ該

納骨堂ハ浄水ニ對シテハ直接影響セザル如クナルモ何トナク心良カラズ思ヒ居レリ、

四、蒲生郡宇津呂村佛教聯合會ハ大字北之庄協議員等ニ對シ納骨堂ノ許可ニ反對スル様暗々裡ニ運動シ居ル事実アリ

以上ノ如キ状況ナルニ依リ現宇津呂村長ハ之ガ円満解決ヲ圖ルベク何等字民ニハ通知セズシテ任意ニ左記調停案ヲ去ル本年十一月中旬経営者側ニ提出シタル處経営者側ニ於テハ之ヲ承諾シタルニ依リ村長ハ更ニ本月上旬之ヲ字民ニ謀リタルニ字民ニ於テハ我等ハ金錢其他利權ノ要求ヲ目的トスルモノニ非ズトテ感情ヲ害シ居ル状況ナリ、

調停案

一、字ノ協議費中へ経営者側ヨリ一ヶ月金五円ヲ提供スルコト

一、字民中貧困者ニ對シテハ療養院ニ於テ無料診療スルコト

以上

これを見ると、(一)及び(四)、がその水質汚染「公害」的要素を含み、結核への根強い警戒心を示している。(二)と(三)は「近江ミッション」の不実に対する感情的反発、(四)は仏教勢力の暗躍を明らかにしており、いずれもこれまで本稿が検証して来たところを裏付けるものであると言えよう。当時は、今日から予想するよりはるかにきびしい「公害」認識があり、他にもいくつかの事件が発生している。先に少し触れた堀田知事時代の瀬田川人糞汚染をめぐる沿岸住民の東洋レヨンに対する抗議をはじめ、比叡山頂の「明治節記念塔」建設をめぐる鳥類保護団体からの反対、京都府福知山町付近の「郡設運動場」位置指定にからむ地元村会での環境衛生上からの反対等々、昭和三年後半の京滋地方だけでも例示に事欠かない状況にあった。したがって「共同納骨塔事件」の中に、環境衛生上の「公害」的要素を見出すことは不自然ではない。

しかしこの事件は、やはり自己閉鎖的な農村地域社会において「転入居住者」を警戒し嫌悪し拒否する、いわば「異

種排除作用」と、そこから来る予断と偏見によって生み出された、「近江ミッション」の「欺罔」及び県当局の「背信」に対する村民の感情的反発の中にその本質を求めるのが妥当であろう。宇津呂村助役坪谷金蔵が「この問題に對して世人はただ單なる感情問題として取扱かつてゐる様ですが風致、衛生を害するのは勿論遂には自治體の平和をみだす事になりはしないかと思ふのです」（傍点筆者）と語っていることの中に事件の本質が明らかにされている。行政訴訟の目的はあくまでも県知事の処分取消しにあったが、地域住民の眞の狙いはやはり「近江ミッション」いう異種「転入居住者」の拒絶にあった。「訴訟取下書」にある「原告並従参加人ノ間ニ於テ示談成立仕候ニ付茲ニ該事件ヲ取下」げるといふ村民側の意向がそれを証明している。なお本件において、知事は村民の反対を県令を改正するという手段で乗り切ったが、そこには行政権者の恣意的裁量の問題が残されることはなかつたのであろうか。

最後に、「近江ミッション」とヴォーリスにとつて、この事件は何であつたのか。彼らが靈園をつくらうとした目的は、まず何よりも団員の永眠の地を確保したいという点にあつたが、同時に、とかくキリスト教は死者や先祖を大切に扱わないといつた、主として仏教側からの批判に正面から応えようとする意識が強く働いていたことも否定できない。ヴォーリスは、その故にこそ地元の仏教僧たちがこの納骨堂建設に反対したのだと鋭く指摘している。つまりこの納骨塔が建設されることによつて、彼らはキリスト教批判の根柢を一つ失うことになるからだというのである。

しかしヴォーリスの眞意は、さらに積極的で前向きなところにあり、またその故にこそ地域の反発を招いたと考えることができよう。彼は納骨堂建設の眞の目的を次のように述べている。⁹⁷（拙訳による）

But, constructively, the chief argument for the Mausoleum is its proclamation that the Workers of the Omi Mission are not transients in the community, and their work is not merely a passing phase.

In life and in death, the full members of the Omi Mission are here at the call of God and solely for the service of His Kingdom. No one thinks of asking how long we expect to stay; or where we are going next.

しかし積極的な意味で、この納骨堂に対する我々のあかしは、われわれ「近江ミッション」の働き人たちが決してこの地域の一時的滞在者ではなく、その仕事も単に通りがかりにしているようなものではないことを宣言することにある。

生くるにせよ死するにせよ「近江ミッション」の終身団員は神の召命によってこの地にあり、「神の国」建設のために奉仕しているのであって、誰も、ここに何年いるのかとか、次はどこへ行くのかなどと考える者はいない。

そしてこの納骨堂もまた、遺骨の永久的な保護に当っての理にかなった基準(a reasonable standard)を示すためにあるとし、労を共にした仲間たちの追憶を不朽にする簡素で品格ある方法なのだと言張している。ここにヴォーリス特有のピューリタンの合理主義とアメリカ人らしい向う意気の強さを見る思いがするが、彼はさらにこの霊園を一種の公園(a park)とし、その一角を遊具を置いた村の遊園地(a village play-ground)として開放する考えを示している。その理念は五十年後の昭和五十七年から、この「恒春園」を地域の老人たちのゲートボールの場所として無料で開放することによってようやく生かされ、今日、「恒春園」霊園は地元北ノ庄住民たちに受容される場所になっている。また先に紹介した通り、本件訴訟中の昭和五年五月二日に第一回が行われた「恒春園記念祭」は、戦時中も絶やすことなく続けられ、昭和六二年五月には第五八回記念祭が挙行される予定である。

キリスト教は祖先軽視だとする仏教側からの批判へのアンチテーゼとして「近江ミッシェン」が計画した「恒春園」(納骨堂(共同納骨塔)建設は、前述の通り皮肉にもそのアンチテーゼの故に仏教側の反対を蒙ったが、一方、「近江ミッシェン」が「行きずり」の滞在客ではなく、文字通りこの地に骨を埋める覚悟であることをあかしするたとの納骨堂建設なのだと言う)前述のヴォーリズの主張も、「行きずり」でないが故に地域の反発を招いたと考えることができる。そして事件から六十年近くたった今日、「恒春園」の存在は、ヴォーリズと「近江ミッシェン」がやはり「行きずり」の客ではなかったことを確実にあかししていると言えよう。

この事件は、そこへ到達するために通過しなければならなかった「サマリヤ」だったのである。⁹⁹⁾

注

- (1) 拙稿「W・M・ヴォーリズの思想構造」『W・M・ヴォーリズの経済思想』「W・M・ヴォーリズの商業学校教師時代」(『キリスト教社会問題研究』第三〇号、第三二号、第三三号、同志社大学人文科学研究所、一九八二年、八三年、八五年)、その他
- (2) 前掲「W・M・ヴォーリズの商業学校教師時代」論文
- (3) 前掲「W・M・ヴォーリズの思想構造」三三四ページ
- (4) 拙著「近江に神の国を——W・メレル・ヴォーリズ」(近江兄弟社湖声社・一九八六年)三二一～六ページ
- (5) 「事件」前年の昭和二年六月末現在「近江ミッシェン」団員数は一二二名、同家族数八〇名、計一九二名であった。
- (6) 前出「W・M・ヴォーリズの経済思想」二二二～三三ページ
- (7) 村田幸一郎「祭辞」(湖畔の声)第二〇九号、湖声社、昭和五年七月)五五～六ページ
- (8) OMI MISSION MAUSOLEUM ("THE OMI MUSTARD-SEED" Vol. XXIII No.1,2,3, THE OMI MISSION, April-June, 1929) P.20 には "A long-cherished dream" と表現されている。

- (9) Ibid., pp.20-23
- (10) 大津地方事務局八幡出張所「登記簿謄本」
- (11) 前出「湖畔の声」五五ページ
- (12) 同右
- (13) 前出「登記簿謄本」
- (14) 同右
- (15) 「共同納骨塔設置許可願」(近江基督教慈善教化財団、昭和三年一月二十日)
- (16) 同右
- (17) 同右
- (18) 同右
- (19) 「訴状」(原告乾弥市郎外一〇九名、昭和三年九月二十五日)
- (20) 同右
- (21) 「共同納骨塔設置許可申請ニツキ村長承認書ニ関スル交渉ノ始末」(「共同納骨塔設置許可願」(控)、近江基督教慈善教化財団)
- (22) 「答書」(被告、滋賀県知事堀田鼎、昭和三年十一月二十日)
- (23) 前出「交渉ノ始末」
- (24) 同右
- (25) 同右
- (26) 同右
- (27) 「納骨塔許可問題ニ関スル件」(八幡警察署長、昭和三年七月三十一日)
- (28) 同右
- (29) 前出「訴状」
- (30) 「大阪朝日新聞」滋賀版(昭和三年六月三十日)、「京都日出新聞」(昭和三年六月二十九日、六月三十日)

- (31) 同右「京都日出新聞」(六月三十日)
- (32) 「東京日日新聞」栃木版(昭和三年六月六日、六月十九日)、「下野新聞」(昭和三年六月九日)
- (33) 「日本の歴代知事」第二卷下(「歴代知事編纂会、昭和五六年」一五一ページ)
- (34) 同右書及び「滋賀県史・昭和編」第二卷、(昭和四九年)一六ページ
- (35) 「東京日日新聞」(昭和三年二月六日)
- (36) 前出「大阪朝日・滋賀版」(昭和三年六月三十日)
- (37) 同右
- (38) 同右
- (39) 前出「日本の歴代知事」一五二ページ
- (40) 「新愛知新聞・京都滋賀」附録、滋賀版(昭和三年十一月十八日)
- (41) 同右
- (42) 同右
- (43) 「浪川岩次郎文書」
- (44) 同右
- (45) 奥村龍三「近江兄弟社と同志社」(「湖畔の声」第七八七号、昭和五七年九月)九二二ページ
- (46) 「今村正美書簡」(山下彬麿宛、昭和三年七月二日)
- (47) 前出、浪川文書
- (48) 前出、今村書簡
- (49) 「今村正美挨拶状」(山下彬麿宛、昭和四年二月五日)
- (50) 「大阪毎日新聞」(昭和三年七月十七日)
- (51) 行政裁判所「行政裁判所五十年史」(昭和十六年)一ページ、四九七ページ
- (52) 同右書、付録、「歴代行政裁判所長官」
- (53) 同右書、五一―一二ページ

- (54) 同右書、四九九―五〇〇ページ
- (55) 同右書
- (56) 前出「訴状」
- (57) 同右
- (58) 前出「新愛知・京都滋賀」附録
- (59) 前出「答書」
- (60) 同右
- (61) 同右
- (62) 同右
- (63) 「共同納骨塔使用許可ノ件」(滋賀県知事堀田鼎、昭和三年十一月五日)
- (64) 「訴訟從參加許可ノ申請」(近江基督教慈善教化財団、昭和三年十二月七日)
- (65) 「代理認可願」(弁護士山下彬廣、昭和三年十二月十五日)
- (66) 「證據決定通知書」(行政裁判所、昭和三年十二月十五日)
- (67) 「期日變更申請書」(被告代理人菅野一郎、原告代理人浜地八郎、昭和三年十二月十五日)
- (68) 「共同納骨塔建設認可事件抗弁書」(被告代理人菅野一郎、昭和四年二月十五日)
- (69) 「納骨塔問題ニ関スル件」(八幡警察署長、昭和四年一月一六日)
- (70) 前出「納骨塔許可問題ニ関スル件」注「27」
- (71) 同右
- (72) 前出「抗弁書」
- (73) 同右
- (74) 同右
- (75) 「期日呼出状」(行政裁判所、昭和四年三月十四日)
- (76) 「期日變更申請」(被告代理人菅野一郎、原告代理人浜野八郎、昭和四年五月〇日)

- (77) 「吉田悦蔵書簡」(堀江専一郎宛、昭和四年一月十二日)
- (78) 堀江専一郎代書簡」(滋賀県警察部長伴宛、昭和四年三月二日)
- (79) 「堀江専一郎書簡」(滋賀県警察部菅野一郎宛、昭和四年七月九日)
- (80) 「堀江事務所書簡」(山下彬磨宛、昭和四年三月二十九日)
- (81) 「覺書」(原告訴訟代理人柴武三、從參加代理人堀江専一郎、昭和四年七月十二日)
- (82) 「近況録」(『湖畔の声』、昭和四年四月)
- (83) 同右(『湖畔の声』昭和四年六月)
- (84) 前出「OMI MISSION MAUSOLEUM」"The Omi Mustard Seed" 1929) P.P. 20-21
- (85) 「期日指定申請」(參加代理人堀江専一郎、昭和五年五月十二日)
- (86) 「期日呼出状」(行政裁判所、昭和五年十月十三日)
- (87) 「堀江専一郎書簡」(近江セールズ本部吉田悦蔵宛、昭和五年十月十六日)
- (88) 「訴訟取下書」(原告訴訟代理人柴武三、昭和六年八月二十四日)
- (89) 「報告書」写(滋賀県警察部秋山由郎)
- (90) 前出「日本の歴代知事」一五二ページ
- (91) 「大阪朝日新聞」滋賀版(昭和三年十二月十二日、二十七日)
- (92) 同右(昭和三年八月二十一日)
- (93) 鈴木勤介「旅宿の境界」—共同体におけるコントラコミュニケーション(姫田忠義編『伝える』(2)未来社、一九八六年)二四—五ページ
- (94) 前出「新愛知・京都滋賀」附録
- (95) 前出「訴訟取下書」
- (96) "OMI MISSION MAUSOLEUM" P.23.
- (97) Ibid.
- (98) Ibid., P. 20
- (99) 新約聖書「ヨハネによる福音書」(四章四節)